

「天栄村除染実施計画」を策定

掲載日：2013年2月1日更新

村では、かねてより国と協議を続けてきました「天栄村除染実施計画」について、この度協議が整い、5月21日付けで計画策定に至りましたので、お知らせいたします。

1. 天栄村除染実施計画の特徴

(1) 除染の最終目標について

- 平成26年3月までに年間追加被ばく線量を平成23年11月に比べて約60%減少した状態を目指します。
- 平成29年3月までに追加被ばく線量を年間で2ミリシーベルト以下にすることを目指します。
- 長期的には、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にすることを目指します。

(2) 優先順位について

作業の優先順位は、以下の2つの視点から、安全安心の緊急度を考慮し、設定します。

- 村内の空間放射線量別
空間線量率の高い「地域」から重点的に進めます。
なお、この「地域」は、除染の進捗状況により再測定を実施し、見直しを行います。

- 地域内の土地利用別
子どもを中心に村民が長時間滞在する空間で早急
な除染が必要な空間を優先します。

(3) 除染実施区域について

文部科学省が実施した航空機モニタリング及び村独自の調査により、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルト(空間線量率が毎時 0. 23 マイクロシーベルト)以上の区域を除染実施計画の対象区域とします。

(4) 除染の実施主体

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の立法精神を鑑みると、除染は国が責任をもって行うべきものです。しかし、国や東京電力株式会社の取り組みを待っているだけでは、村内の空間放射線量率を速やかに低減することはできません。このため、関係機関や村民のみなさんのご協力をいただきながら、村が主体となって除染対策に全力で取り組みます。

(5) 除去土壌等の処理

除去土壌等については、最終的には国が三年後に設置する「中間貯蔵施設」に運びます。その間村は、村内に仮置場を設置しますが、仮置場の設置に時間を要することから、次の区分により一時保管し、仮置場設置後移動します。

- 公共施設等……原則として敷地内に一時保管
- 民地、宅地……除染した敷地内に一時保管
- 道路、側溝等……地域のご理解とご協力のもと地区ごとに一時保管

- このページに関するお問い合わせ先

- [総務課](#)

- 〒962-0592 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 78 番地

原子力災害対策係

Tel:0248-82-2111

Fax:0248-82-2718